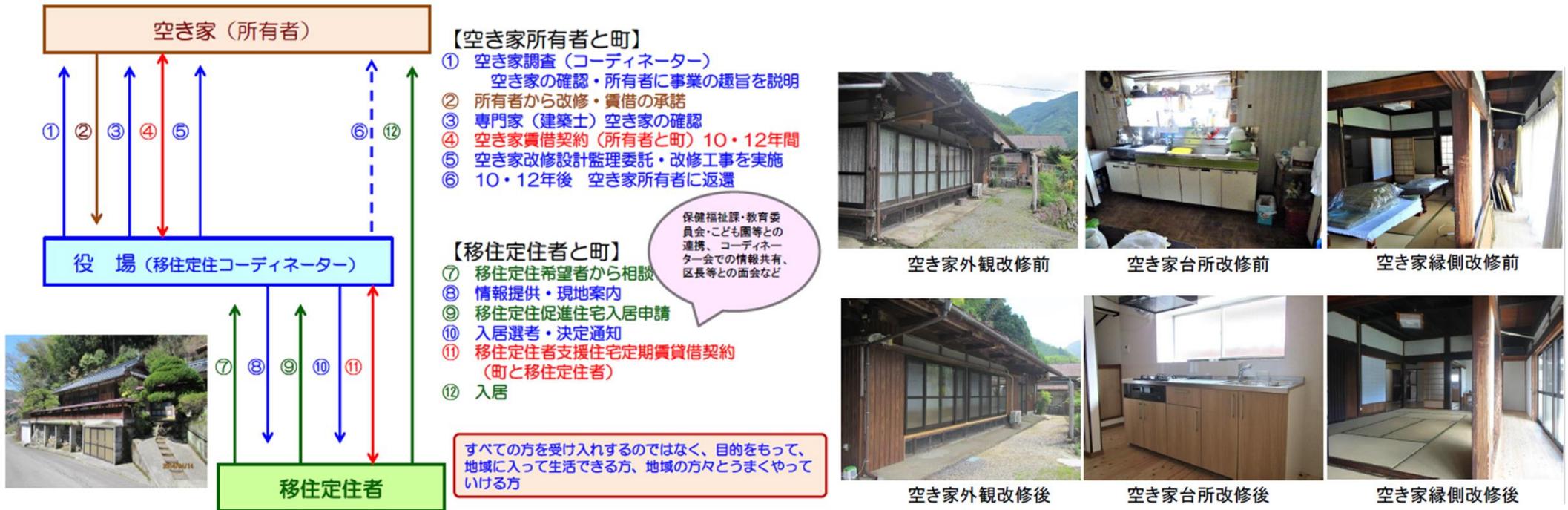


論点整理（案）に関する参考事例集

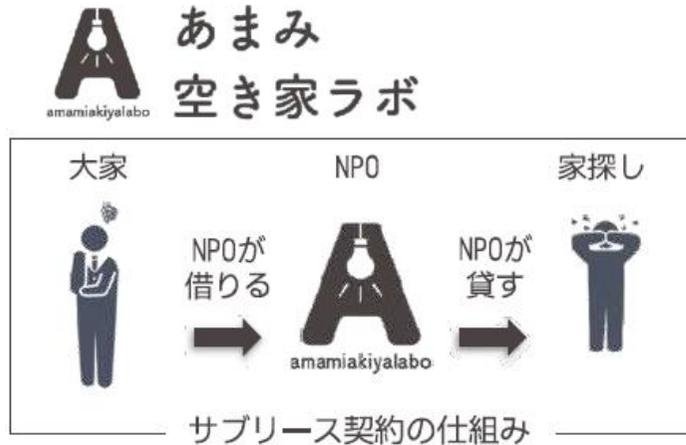
高知県梼原町の事例

- 地域内の空き家について、梼原町が改修・サブリースを行い移住定住者向けに提供。
- 空き家の改修には、国土交通省、高知県の補助事業を活用。
- 所有者にとっても、負担なしでのリフォーム・耐震化・水洗化・固定資産税免除などのメリット
- 人口約3,200人であるが、平成25年～令和5年までに移住者が約240人となっている。
- 一方、町内には不動産屋が不在。空き家バンクの運営などを委託できる団体があれば良いが、比較的人口規模の小さな町では委託できるような団体がない。



あまみ空き家ラボの事例

- 2017年7月に設立。「所有者」「住む人」「地域」三方よしの空き家活用を目指し活動。
- NPOが大家から空き家を借り受け、転貸する「サブリース」に取り組んでいる。
- 奄美群島内に立地するNPO運営の空き家を活用した様々なタイプの住まいや滞在型施設を会員制でシェアリングするしくみづくりに着手。また、NPOの会員とチームを結成し、空き家問題や人材不足問題などの地域課題を解決する仕組みづくりに取り組んでいる。



＜実績＞

空き家所有者の相談件数：累計140件
 サブリース物件数：累計65軒
 家探しの相談件数：年間113組
 ※家探しの相談は、奄美群島在住者が約3割と最も多い割合を占めている。

家が！
見つからない！



家の事情を知って

- ・DIYハウス見学
- ・空き家ツアー
- ・住まい講座
- ※オンライン開催中

空き家種調査

ちょっと暮らしてみても（滞在施設）

- ・なかほ（奄美大島）
- ・match guest house（奄美大島）
- ・ヴィラあむとぅ2番館（徳之島）
- ・ドミトリーあぐり（沖永良部島）
- ・シェアハウスあまた（沖永良部島）

滞在型アルバイト

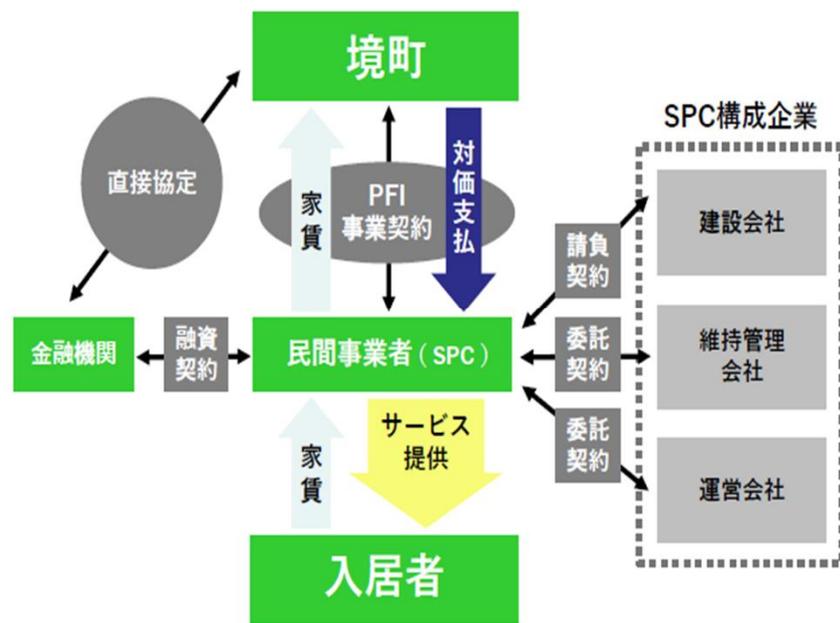
チャレンジ就業

暮らし続ける・関わり続ける

- 空き家サブリース住宅
- 空き地 × 規格住宅の販売
- match** guest house

茨城県境町の事例

- 町外から新婚世帯、子育て世帯を呼び込むに際し、若者が住みたいと思うような魅力的な住宅が少なかったため、PFIのスキームを活用し、地域優良賃貸住宅を整備。
- 退去後、およそ8割が町内で戸建て住宅を新築。移住から定住への好循環につながっている。
- 現在までの累計転入者数は250人を超えている。
- また、単にハコモノを整備するだけでなく、総合的な移住政策として、子育て支援（特に英語教育）や、通勤・通学者向けに町～東京駅のバス運行。町内での自動運転バス導入などにも取り組んでいる。



3LDK (70㎡)
鉄筋コンクリート造
 子育ての動線に配慮した間取り

対面キッチン・お風呂などの水廻りを中心部に配置。



3 移住施設（お試し滞在住宅、中間管理住宅、移住支援住宅等）の管理運営

お試し滞在施設

- お試し滞在住宅の整備
（移住お試し用短期滞在施設）
- 滞在型市民農園の整備
（農業体験型短期滞在施設）



- ☞ **お試し滞在住宅**
対象者：将来移住を検討している方
利用期間：1～3か月（3戸）
 ：1～6か月（2戸）
- ☞ **滞在型市民農園**
入居期間：1年間（最長3年）
物件数：滞在型 22区画
 日帰り型 16区画

☞ お試し滞在住宅利用状況

年度 件数	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2	計
	利用人数	5	18	20	17	15	13	8	15	12
移住実績 (人)	0	6	1	0	5	8	3	6	2	31

移住希望者にとって、新たな土地へ移り住むことは期待と同時に**大きな不安**がある。

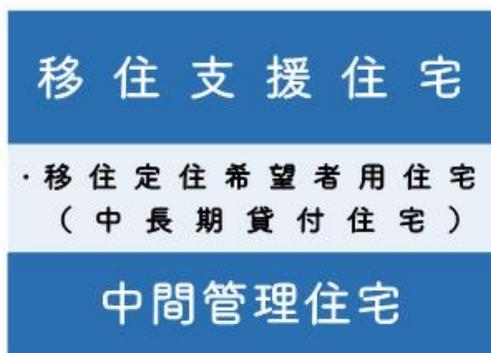


お試し滞在住宅 の整備
滞在型市民農園 の整備



短中期的に本町を体験してもらうことで、**まちの魅力を直接感じてもらう**とともに、**不安を解消し、****移住のきっかけ**へと繋げていく。

④ 移住定住住宅（移住支援住宅、中間管理住宅）の管理運営



☞ 移住支援住宅

対象者：移住希望者限定
入居期間：2年間
物件数：6戸

☞ 中間管理住宅

対象者：移住・定住希望者用
入居期間：2年間（更新可）
物件数：31戸



移住支援住宅

入居対象者

▶ 移住希望者限定

入居期間

▶ 2年間

家賃

▶ 2DK：月額 23,000円（4戸）

▶ 4LDK：月額 38,000円（2戸）

物件数

▶ 6戸

中間管理住宅

入居対象者

▶ 移住・定住希望者

入居期間

▶ 2年間

家賃

▶ 月額 17,000円～ 38,000円

物件数

▶ 55戸（令和5年度末）

中間管理住宅とは

空き家所有者と四万十町が賃貸借契約（12年間）を締結し、移住・定住希望者へ賃借する住宅



改修費用：1,000万円の場合

▶財源

- 国 費：500万円 50% 空き家対策総合支援事業補助金
- 県 費：250万円 25% 空き家活用促進事業補助金
- 過疎債：180万円 ※一般財源の75%⇒うち、70%は交付税措置
- 一 財：70万円

実質負担額約**125万円**



⑤ 移住定住各種補助制度の整備

移住促進

- ▶ 四万十町移住体験ツアー助成金 25千円/1人、50千円/1世帯
- ▶ 移住促進家賃支援事業補助金 15千円 × 12月
- ▶ 空き家活用（改修）補助金 上限1,824千円

定住促進

- ▶ 若者定住支援事業補助金 上限1,000千円
- ▶ 家族支え合い支援事業補助金 上限1,000千円

関連メニュー

- ▶ 町産材活用利用促進助成事業補助金 上限1,500千円
- ▶ 老朽住宅除却事業補助金 上限1,028千円
- ▶ 浄化槽設置整備事業補助金 ※上乗せ加算分含む 最大1,388千円
- ▶ 就農支援補助金（新規就農／後継者支援／次世代人材投資／壮年就農）

栃木県小山市の事例

- 子育て世代の移住促進に向けて、自治体が住宅取得や交通費の経済負担軽減のため、補助金による支援を実施。
- 移住、住宅取得支援、通勤についての3つの補助金により移住する子育て世代を支援。

【移住支援金】

・5年以上、東京23区に在住または東京圏に在住し東京23区に通勤していた方が、就職・起業・テレワークなどの要件を満たして小山市へ転入すると補助が受けられる。(単身での転入60万円、世帯での転入100万円(子ども1人につき100万円の加算)、内閣府地方創生移住支援事業を活用)

【転入勤労者住宅取得支援補助金】

・東京圏(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県)から転入して住宅を取得した場合、新築30万円・中古10万円の支援。(要件に応じて加算され、新築最大50万円、中古最大20万円。)

【新幹線通勤定期券購入補助金】

・子育て世代が新幹線通勤定期券を購入し、東京圏へ通勤する場合、毎月最大1万円、36月分までを補助。

～小山市転入勤労者等住宅取得支援補助金～

補助金額をチェックして確認✓

基本額	新築住宅	30万円	新築住宅の場合 最大50万円
	中古住宅	10万円	
加算額	居住誘導区域内 <small>※おやまわが街ガイドマップで確認可</small>	5万円	 中古住宅の場合 最大20万円
	神鳥谷南地区地区計画区域内	5万円	
	思川駅北口駅南地区地区計画区域内	5万円	
	申請者または配偶者が39歳以下もしくは15歳以下の子供がいる	10万円	
	3世代同居をしている <small>※同一住宅に居住</small>	5万円	
	空き家バンク登録物件	10万円	

～小山市新幹線通勤定期券購入補助金～

交付対象者

「新卒者」または「転入者」に該当し、条件を満たす方

新卒者

学校等を卒業/修了した**同年**に就職した(初回申請は就職日から1年以内)

転入者

市外に1年以上居住後に転入した方で、次のいずれかを満たす方(初回申請は転入日から1年以内)

- ア 申請日において39歳以下
- イ 申請日において同一世帯に39歳以下の配偶者がいる
- ウ 申請年度の末日において同一世帯に15歳以下の子がいる

- 「東北新幹線」「東海道新幹線」を利用する通勤定期券を購入して通勤し、勤務先が東京圏(東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県)のいずれか。
- 就職/転入から1年以内に定期券の利用を開始した
- 小山市に3年以上住むことを誓約する
- 市税の滞納がない



徳島県の事例

- 「二地域居住」や「地方移住」を促進する際の子どもの教育上の課題を解消するとともに、親の働き方改革や、地方と都市の双方の視点を持った児童・生徒を育成することを目的に、徳島県独自の取組として「デュアルスクール」を展開。
- 「区域外就学制度」により、住民票のある市区町村教育委員会と、受け入れ先の市区町村教育委員会が協議し承認されれば、保護者の短期居住にあわせ、住民票を異動させずに区域外の学校に転校することが可能※。
- 徳島と都市部の二つの学校が一つの学校のように教育活動を展開し、両校間を1年間に複数回、行き来でき、住所地の学校と受け入れ市町村内の学校、双方での授業日数が出席として認められる。

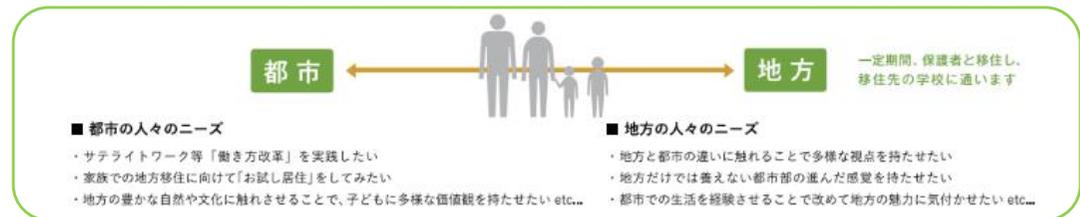
※二地域居住に伴う区域外の学校への通学は、文科省「地方移住等に伴う区域外就学制度の活用について（通知）」により区域外就学制度が活用できることがH29年に周知されている。

【デュアルスクールに期待される効果】

- ・ 地方と都市、二つの学校の児童・生徒が同じ教室で共に学び、交流することによる、学校の活性化及び双方の視点(デュアルな視点)を持った児童・生徒の育成
- ・ 二校間移動が容易になり、地方と都市の交流人口が拡大
- ・ 学習進度の違いなど、学校生活の不安を解消することによる、地方と都市の二地域居住の可能性の拡大、さらには地方移住の促進

デュアルスクールとは、地方と都市の両方のよさを教育活動に取り入れることができるよう、地方と都市の二つの学校が一つの学校のように教育活動を展開することができる「新しい学校のかたち」のことです。

「二地域居住」や「地方移住」を促進する際の子どもの教育上の課題を解消するとともに、親の働き方改革や、地方と都市の双方の視点を持った児童・生徒を育成することを目的としています。



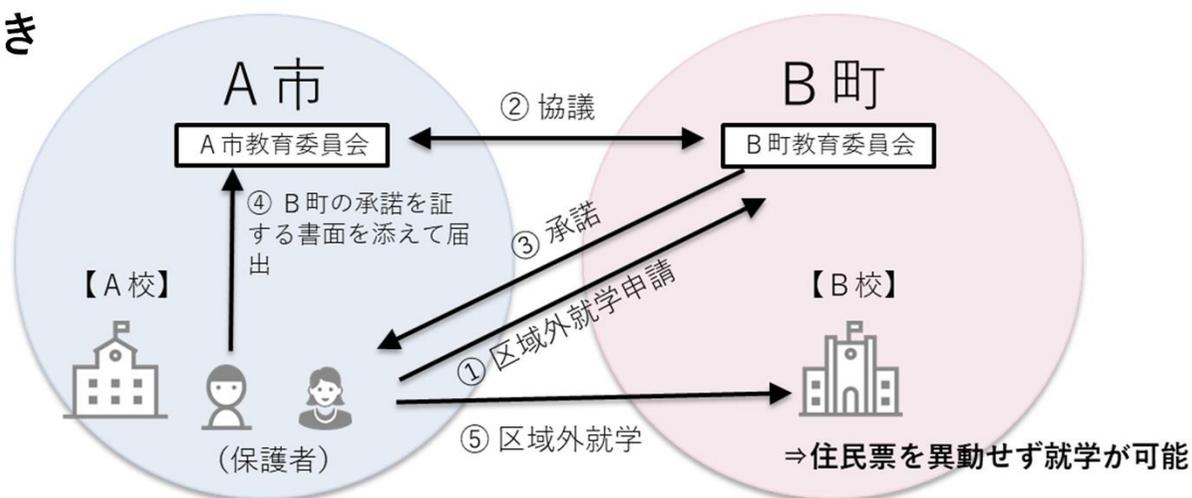
地域の秋祭り。地元の友だちと一緒に町内会の子ども神輿にも参加しました。



区域外就学制度について

- 通常、住民票がある自治体において学齢簿を編製し、住民票がある自治体の設置する学校に就学するが、住民票がある自治体の設置する学校以外の学校に就学する制度を区域外就学制度という。
- 基本的には、受け入れ先となる学校における就学を承諾する権限を有する者（※市町村立の場合には、市町村教育委員会）が承諾をすれば、住民票を異動せずに、就学は可能となる。
- まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016改訂版）において、「地方への移住に伴う子供の就学手続について区域外就学制度が活用できることを周知する」ことが明記されたことを受け、文部科学省においても、平成29年に地方移住等に伴う区域外就学制度の活用について、各教育委員会に通知を発出。また、文部科学省HP「就学事務Q & A」にも掲載。
- 過去に、いわゆる二拠点居住、ワーケーションを行う保護者とともに普段の居住地から離れるといった理由により、区域外就学を活用して受け入れた自治体は、小学校段階で134自治体（8%）、中学校段階で89自治体（5%）である（R4.5.1現在）。

区域外就学の手続き



学校教育法施行令

第九条 児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

国土交通大臣賞

（総合的に最も優れた取組）（全国地方公共団体コード順）

あっさぶちょう 保育園留学推進協議会（北海道厚沢部町）

--- 認定こども園の一時預かり事業と、移住体験住宅による
ワーケーション等を1つのメニューに ----

国土形成計画の重点テーマ

「地域を支える人材の確保・育成」
こどもまんなかまちづくり等の
こども・子育て支援

●活動概要● 町が有する3つのリソースを、1つのパッケージとして提供

- ①認定こども園でのこどもの「一時あずかり事業」…余剰定員枠を活用
- ②移住体験住宅における「ワーケーション」…空き家等を活用
- ③ジャガイモやアスパラの収穫体験など地元の暮らし体験プログラムの

3つを「保育園留学」という形で分かりやすく1つにパッケージ化。

これらを推進するため、認定こども園、地元の地域づくり団体、商工会、観光協会、農協の地域団体等が連携して協議会を形成、相談のワンストップ窓口を設置し、他地域への移転・展開も。

- ▶「住んでみたい・住んで良かった・住み続けたい」を実現するプロジェクト
- ▶問合せは初年度で1400件以上、留学確定数150件、キャンセル待ちも続く
- ▶体験家族の満足度が非常に高い（リピーター希望率は97%）
- ▶体験家族の地元消費額を算出すると、年間3,000万円程度の経済効果も
- ▶スマホで出来る「ふるさと納税」である「旅先納税」を活用する家族も



こどもたちを受け入れる認定こども園「はぜる」



こども園菜園でのこどもたちの収穫体験

●選定理由● 「こどもをここに預けてほしい」という地域の情熱と総合力が組み合わさった好事例

こどもに「地方で、都会ではできない貴重な経験や学びをさせたい」というニーズは高まってきている。また社会もIT環境の発展やコロナの経験を経て、地方でのテレワークやワーケーションという働き方が受容されてきているなかで、では、こどもをどうするかという課題に確実に応えてくれるモデルと言える。関係人口・交流人口からお試し居住を経て今後の移住・定住へ移行する道筋の一部ともいえ、若い子育て世代のテレワーカーから選ばれる地域になりうると思われる。細やかな創意工夫も併せ評価できる。

移住・二地域居住等促進のための実証事例

2023年7月、テレワークが可能なご夫婦と4歳娘のファミリーが、北海道北見市に3週間滞在。目的は、「子どもにさまざまな体験をさせたい」「全国の地域の暮らしを体験したい」。保育の「広域利用」を活用し、鴨川市の幼稚園から、滞在期間中は北見市の認定こども園に通園(無料)。滞在場所は、空き家だった家を活用。3週間の滞在で10万円(実験価格)。長期滞在のため、平日の地域イベント参加や、週末の地域での観光や体験を満喫。空き家の所有者が首都圏在住でもリモート管理(施錠・案内など)ができるしくみも実験中。



地域の「シェア型ステイハウス」のモデルとして、地元の民間企業が運営予定。現在、簡易宿泊施設として申請中。



20年間空き家だった一軒家の平屋(2LDK)。庭で芝の水やりやバーベキューも



平日は4歳のお子さんが北見市のこども園へ通園(広域利用で無料)



家族で過ごすリビング



テレワークのための部屋



ロボットを使ってリモートでお迎え



ママは、地域の交流イベントに参加



地域の農家さんと野菜収穫体験

- 情報通信産業及び場所にとらわれない働き方を行うフリーランス等の拠点施設として、令和3年7月に設置。
- 奄美市産業支援センター2階部分にあり、延床面積は427.1㎡で、コワーキングスペースに加えて、集中作業スペース、オフィススペース、会議スペース、キッズスペース等を備える。
- 多様な働き方の研究、島内外の交流や協業によるビジネス性向上、創業者・フリーランス・ICT関連事業所の育成や事業拡大の支援、企業誘致、ワーケーション支援、雇用及び就職支援を実施。

奄美市WorkStyle Labの施設概要

- 所在地 鹿児島県奄美市名瀬浦上町48-1
奄美市産業支援センター2階
- 鉄筋コンクリート2階建
延床面積2015.158㎡
- 2階部分に“奄美市WorkStyle Lab”を整備
延床面積427.1㎡
- 総事業費：116,377千円
(うち奄振事業対象費108,388千円)



施設外観



コワーキングスペース



主な機能

スペース名	機能
コワーキングスペース	フリーランス等の場所にとらわれない働き方による共同作業場、ICT人材育成及び就職に向けたスキルアップ、事業所の雇用拡大支援機能
集中作業スペース	個人利用による作業場、テレワーク及びワーケーション機能
オフィススペース	奄美へ進出する企業のチャレンジ支援機能、雇用創造支援拠点機能
商品開発スペース	特産品等の商品開発及びチャレンジ機能
会議スペース	会議利用及び商談等の機能
キッズスペース	イベント時の子供の一時預かり
カフェスペース	施設利用者の休憩所

<コワーキングスペース>



<キッズスペース>



<商品開発スペース>

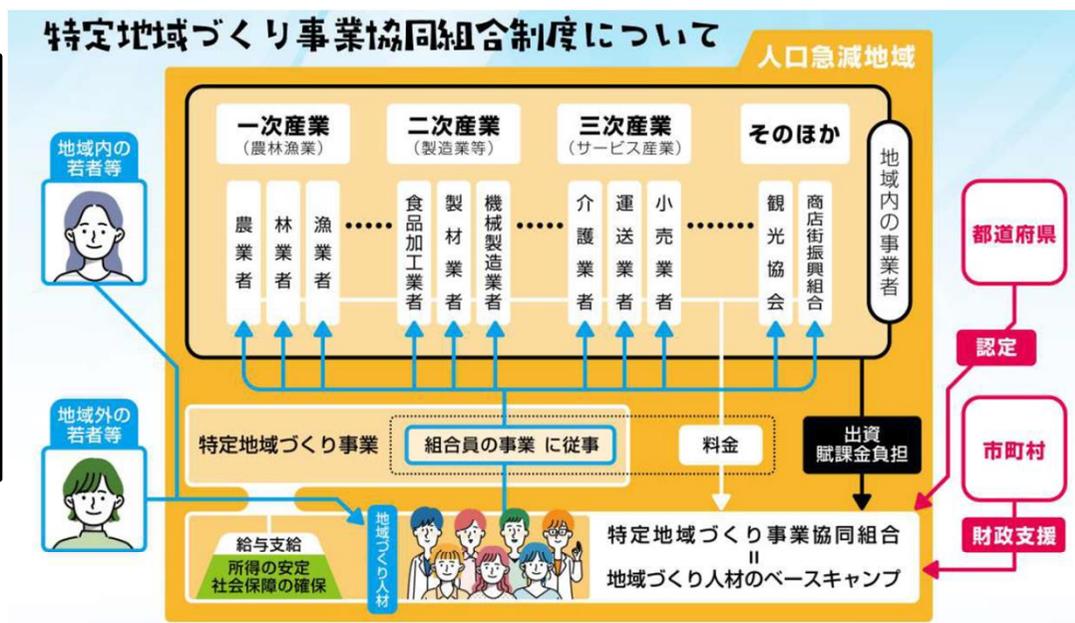


●施設にはコミュニティマネージャーが常駐しており、フリーランスや島内外企業の連携推進や各種相談に応じます。

事例① 特定地域づくり事業協同組合制度による通年での働く場の整備 (奄美市しまワーク協同組合)

- 「奄美市しまワーク協同組合」は2023年5月に設立。今回、観光、宿泊、農業、イベント企画などの事業を行っている市内8事業所が参加。
- 移住者を中心に無期雇用派遣職員を雇用し、組合員の事業所の繁忙期などに合わせ、期間を限定して職員を派遣。複数の仕事を組み合わせることにより、年間を通して働ける場を提供。
- 派遣職員の人件費や事務局の運営などにかかる経費の1/2を市町村から補助。

- 団体名：奄美市しまワーク協同組合
- 所在地：鹿児島県奄美市名瀬
- 設立：令和5年5月
- 事業概要
 - ・令和5年に8社で設立された特定地域づくり事業協同組合。
 - ・今年度の派遣職員は5名を予定し、参加事業者のもとで、ホテル業や農業等のマルチワークに従事。



※特定地域づくり事業協同組合制度
地域の事業者で組合を立ち上げて、職員を雇用した上で、事業者の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出し、雇用した職員を参加事業者の職場に派遣することで、地域の担い手の確保、移住・定住を促進する仕組み。



特定地域づくり事業協同組合制度の概要

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

人口急減地域の課題

- ・事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
 - ・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、Uターンへの障害

特定地域づくり事業協同組合制度

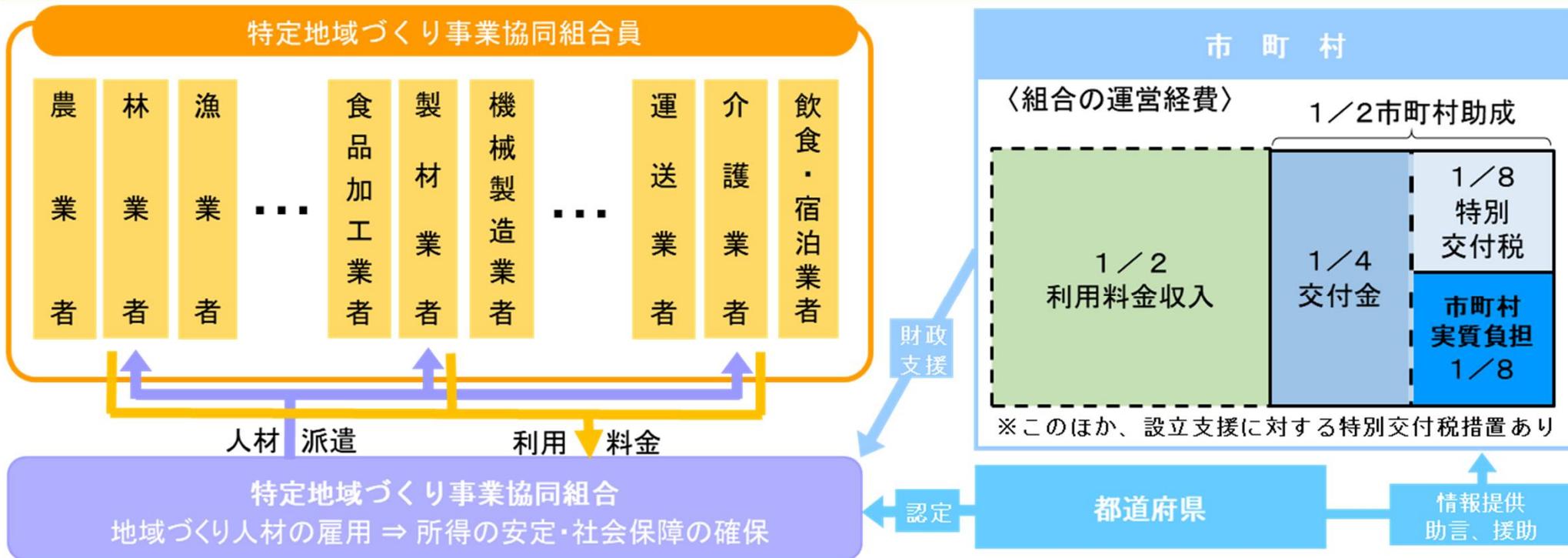
- ・地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
 - ・組合で職員を雇用し事業者に派遣
（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）
- ⇒地域の担い手を確保

人口急減法の概要

対象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
※過疎地域に限られない

認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）

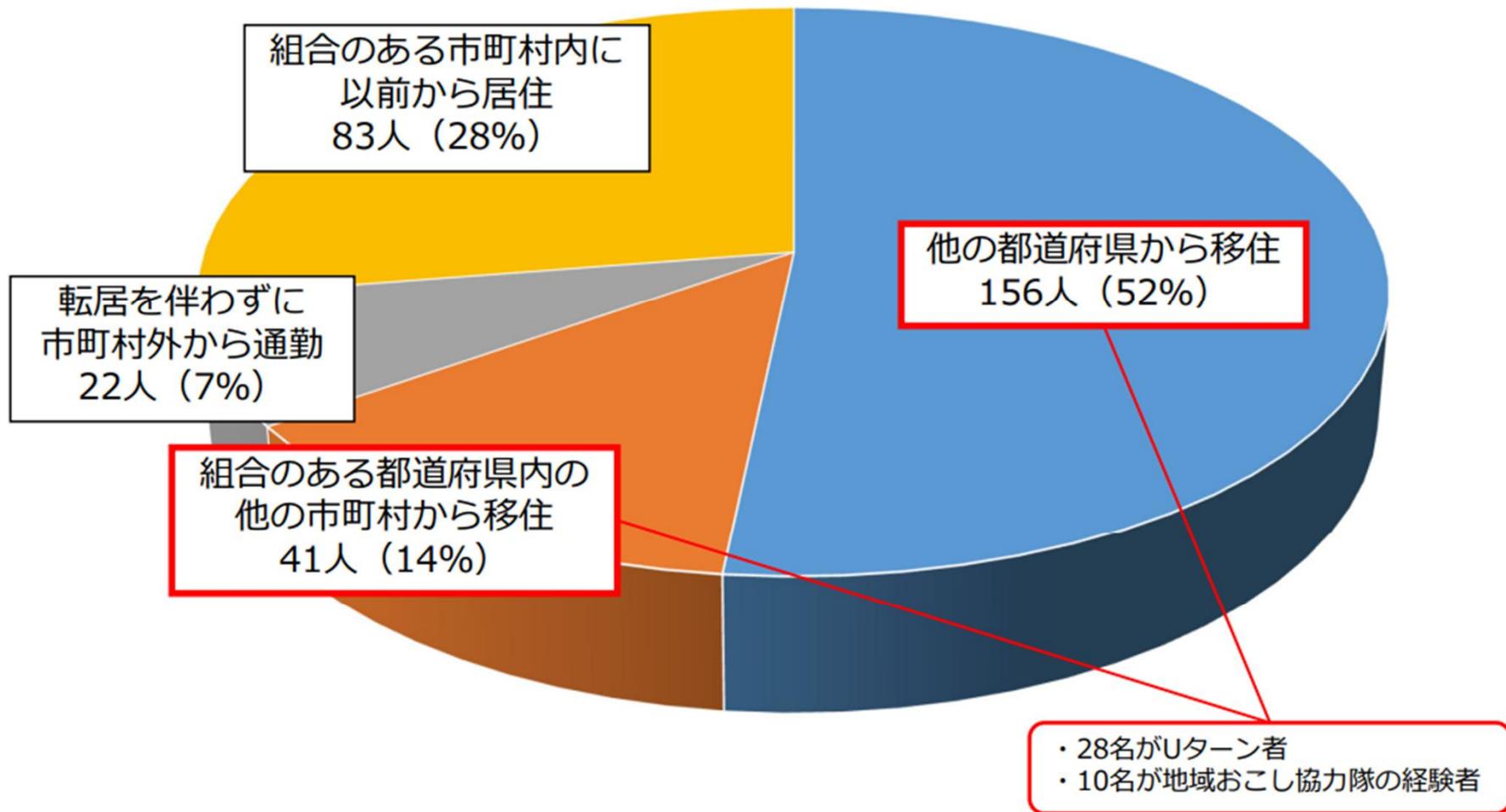
特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能



※令和5年11月時点において、全国で91組合（35道府県94市町村）が活動中。

特定地域づくり事業協同組合 派遣職員の移住状況について

派遣職員の約7割が地域外からの移住者



※構成比は小数点以下第1位を四捨五入しているため、合計しても100とならない場合がある

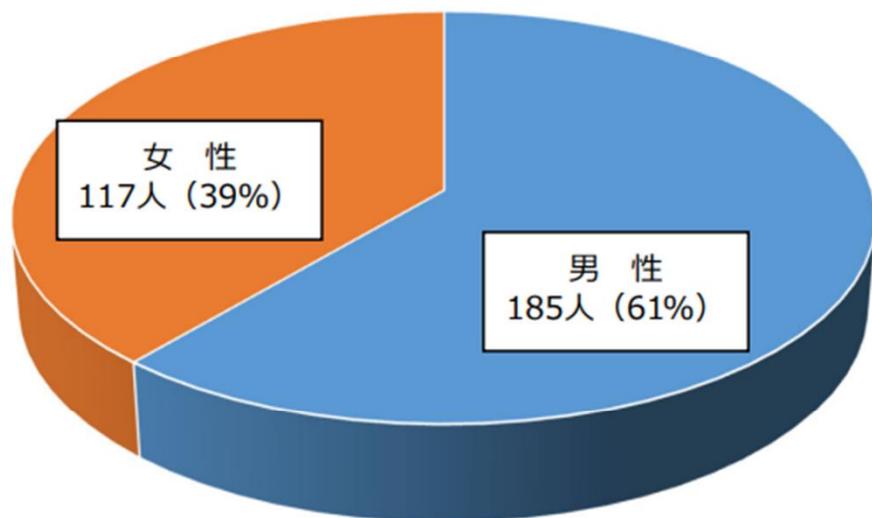
特定地域づくり事業協同組合 派遣職員の状況について

○調査概要

令和5年4月1日までに採用された派遣職員の総数は、**302**名。

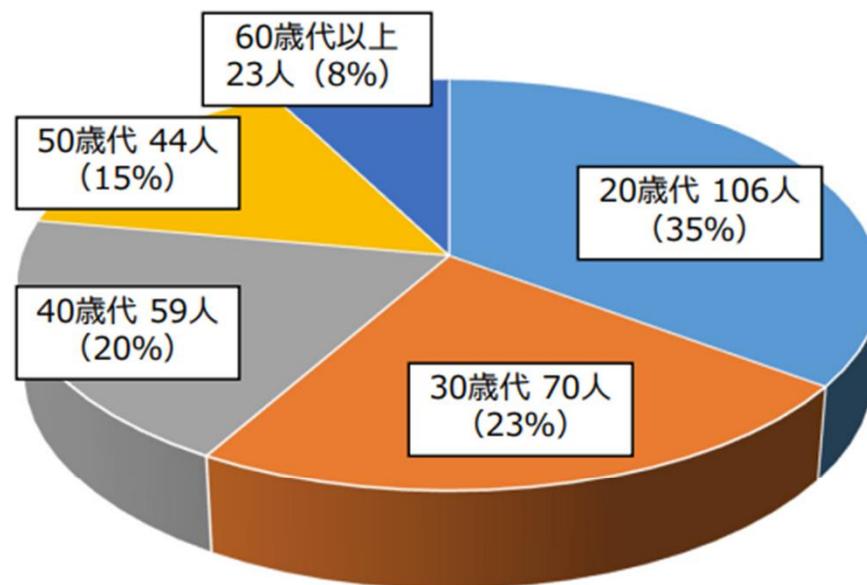
男女比は約3：2

【男女比】



約6割の職員が20代・30代

【年代比】



※構成比は小数点以下第1位を四捨五入しているため、合計しても100とならない場合がある

半農半Xの農業（自営）のサポートの事例（移住就農支援）

- 全国有数のきゅうり産地である徳島県海部郡では、近年の少子高齢化により、きゅうり農家が減少していたため、美波町、牟岐町、海陽町の3町とJAかいふ、徳島県等が協同で「きゅうりタウン構想」を立ち上げ、新規就農者を育成する「海部きゅうり塾」を開講。
- 新規就農しやすい環境を創出するために、次世代園芸実験ハウスを用いた養液栽培を導入。農作業以外の時間が生まれることで、サーフィン、釣りなどを楽しむ半農半X実践者が増え、移住希望者を呼び込む魅力となっている。

きゅうりタウン構想（徳島県美波町、牟岐町、海陽町、JAかいふ、徳島県等）

■支援の経緯

- 2015年（平成27年）春、高齢化の影響もあり、農業が衰退する中で、就農を希望する若者や移住希望者に活路を見いだし、きゅうり産地の再生を図ろうと、美波町、牟岐町、海陽町の3町とJAかいふ、徳島県等が共同で「きゅうりタウン構想」を打ち立て、「海部次世代園芸産地創生推進協議会」を設立。
- 新規就農者を育てる「海部きゅうり塾」、きゅうりの養液栽培などにより、農業は「キツイ」、「儲からない」といったマイナスイメージを払拭し、“30a（アールで所得1000万円）”を目標に掲げ、2023年度時点までに29人を「海部きゅうり塾」に受け入れ、20人が海部郡内で就農。

■主な取組

- 「海部きゅうり塾」で、営農指導員や普及指導員、ベテラン農家の指導の下、栽培方法だけでなく、営農計画やGAP（農業生産工程管理）などの座学を重視。生産コストの削減など経営感覚をもった農業人を育成。
- 土耕栽培より負担が少なく、新規就農者にとってより魅力的な農業を目指し、養液栽培にシフトし、次世代型園芸実験ハウスを使って研修。
- 農作業の負担を改善することで、農作業以外の時間を創出。サーフィン、釣りなどを楽しむ半農半X実践者が増え、移住希望者を呼び込む魅力となっている。

■きゅうりタウンの将来目標

2015年から10年後（2025年）のキュウリの養液栽培の目標

- ・産地面積 5.6ha⇒10ha
- ・収量 20t/10a ⇒30t/10a
- ・所得(30a) 690万円⇒1000万円以上



次世代型園芸実験ハウス



キュウリの養液栽培



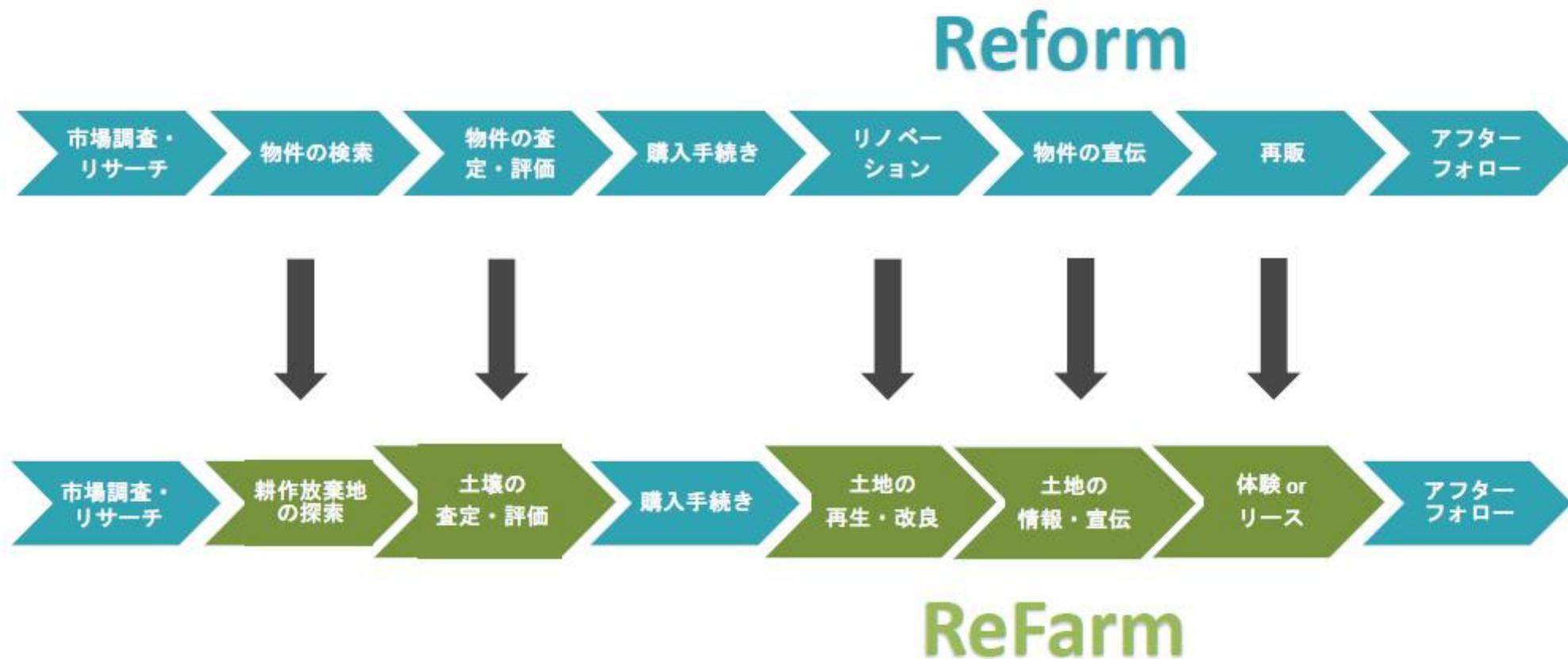
「海部きゅうり塾」による座学



農業×サーフィンなどの半農半Xを実現

（出典）徳島県南部移住・交流情報サイトHP、（一社）農林水産業みらい基金HPより作成

地域における課題解決 空き家問題との比較



地域における課題解決 空き家問題との比較



1/3農・2/3X＝年間50万の収益を目標とする場合

■ リモートワークだが毎週どこかで出勤する必要がある。

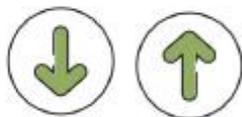
- 拠点が大阪の場合
- 月曜日から水曜日まで出社
- 水曜日から次の週の水曜日までリモート後の夕方と週に1回の農業



月	火	水	木	金	土	日
10	11	12	13	14	15	16
大阪で出社			移動	三豊市で リモートワーク	農業	休日
17	18	19	20	21	22	23
三豊市にてリモートワーク 夕方に農作業			移動	大阪で出社	休日	休日

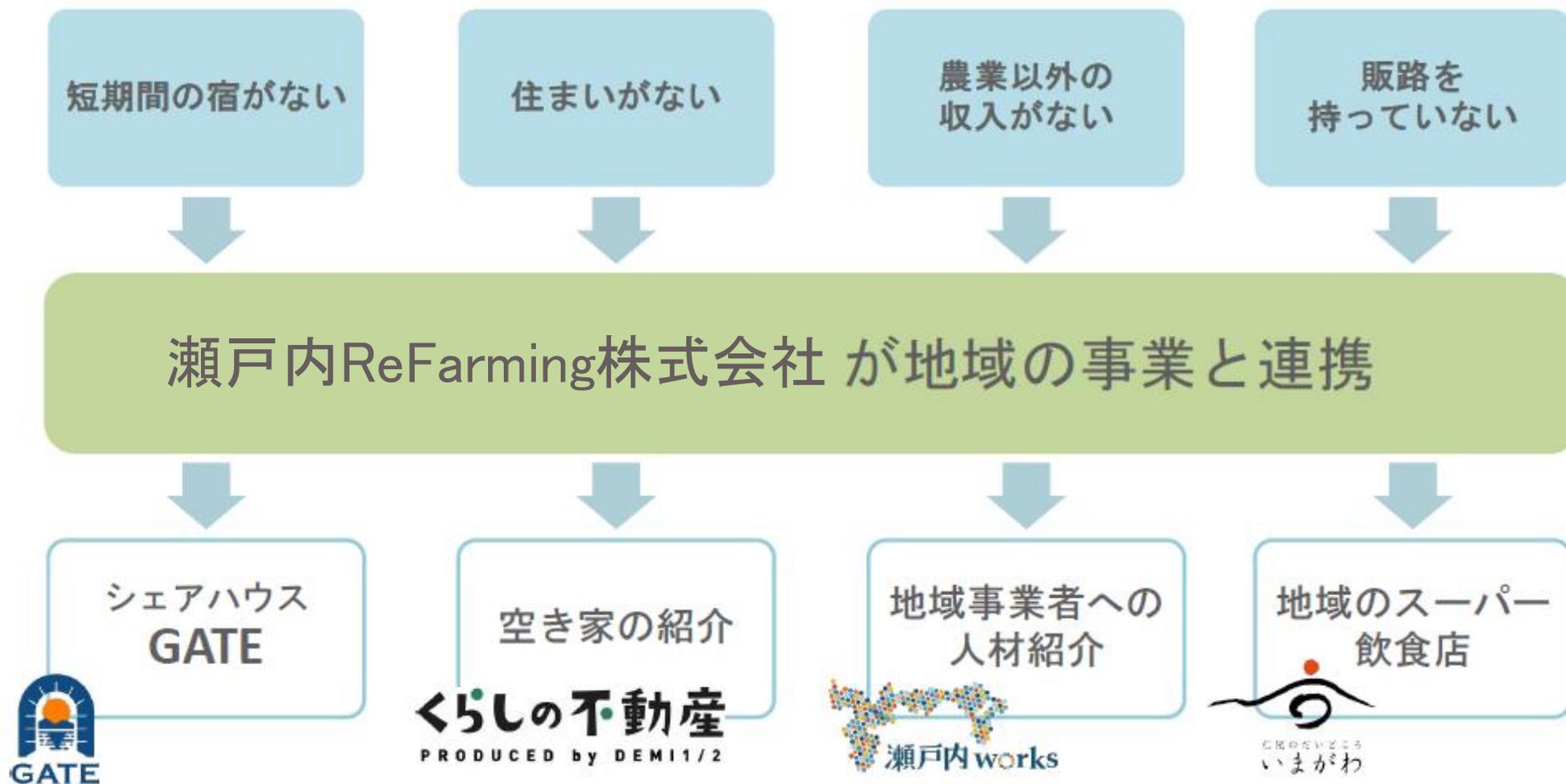
半農半Xで年間100万円の収益を目標とする場合

- 週4日間でXで働きながら、仕事前の朝夕・と週1回の農作業
- 拠点は三豊市



月	火	水	木	金	土	日
10	11	12	13	14	15	16
朝と夕方に畑のチェック				休日	農業	休日
三豊市にて出社						
17	18	19	20	21	22	23
三豊市にて出社				休日	休日	農業
朝と夕方に畑のチェック						

■ インフラというハードルを地域の事業と解決する。

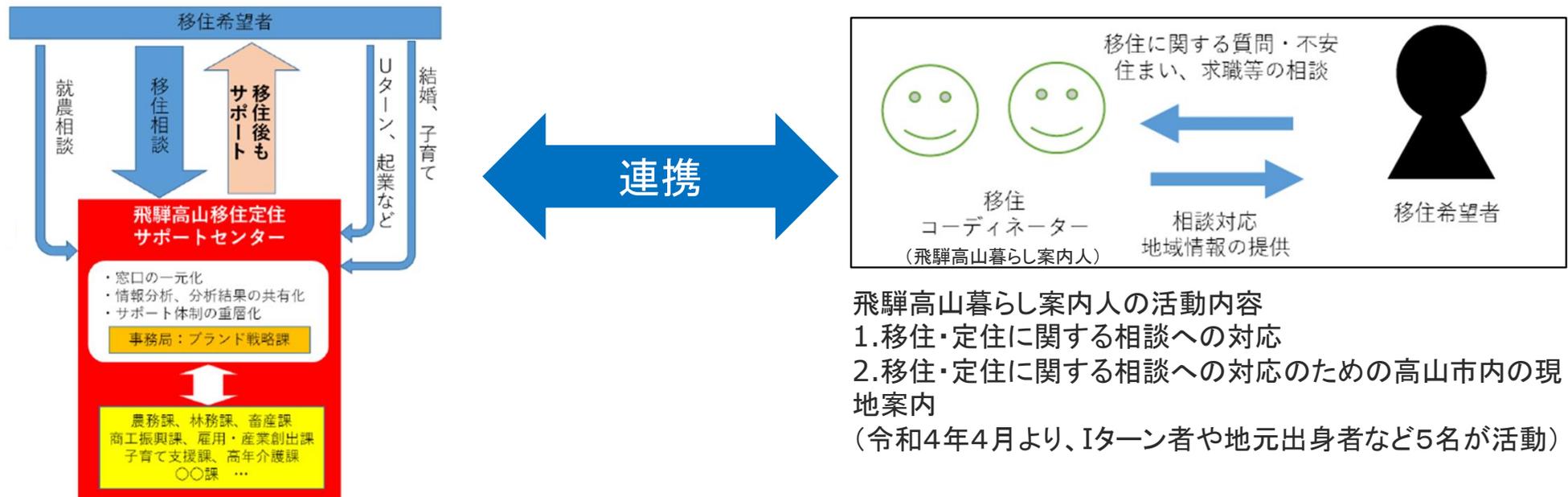


- 岐阜県高山市では、移住検討者への仕事や生活面も含めたトータルの支援を戦略的に実施していくため、令和3年4月に「高山市移住戦略」を策定。
- 「飛騨高山ならではの魅力を伝える」、「移住者に寄り添う」、「多様な移住スタイルを支援する」を取り組みの柱として位置づけ。
- 移住者への支援として、移住に関する情報提供・支援・相談対応をワンストップで行う「飛騨高山移住定住サポートセンター」の設置や、移住者が地域内で孤立しないよう、移住前から移住後までフォローができる体制を整えるための移住コーディネーター「飛騨高山暮らし案内人」を設置。

○移住受入方針の明確化(高山市移住戦略(令和3年4月)より抜粋)

本市における移住促進への取り組みにおいて、移住を支援するメニューは、一定程度充実しており、移住者が必要に応じて支援メニューを取捨選択できる状況となつてはいるものの、コロナ禍を機とした地方移住への機運の高まりや自治体競争が激しくなるなか、今後は、**移住希望者のニーズを的確に捉え、本市がその選択肢のひとつとなるよう、本市の魅力を磨きつつ、どのような人々とどのような関係を構築するのか、あるいは本市のまちづくりにおいて移住者をどう位置付け、何を期待するのか等の視点を念頭に**、移住を希望する人へのアプローチはもとより、仕事や生活面も含めたトータルの支援を戦略的にマネジメントすることが必要となる。

○移住者への支援の取組(飛騨高山移住定住サポートセンター、移住コーディネーター)



全国地域づくり推進協議会会長賞

（地域活性化の観点で優れた取組）

（全国地方公共団体コード順）

しんめい おおすぎ
神明大杉再生検討会議（岐阜県瑞浪市）
みづなみし

--- 若手とシニア、移住者も含めた検討会議で、
内外の多くの人を巻き込んだ展開に ---

国土形成計画の重点テーマ

「持続可能な産業への構造転換」
地域産業の稼ぐ力の向上

「地域を支える人材の確保・育成」
関係人口を含め多様な主体の参加と連携

●活動概要● 町のピンチをシニアと若手と移住者などの総掛かりの知恵出しで実行
約100世帯の地区の象徴でもあった樹齢670年のご神木が腐朽と雨の影響で倒伏。
大杉をただ撤去するだけでなく町民の心の拠り所の象徴としてどのように残すか、
この大きなピンチは地区の役員だけでは乗り越えれないと、若手や移住者も加えた
「神明大杉再生検討会議」を立上げた結果、様々な世代の意見や若手の大胆な手法を
取り入れることができ、無数の工夫や数多くの展開が可能となり、今や大杉倒伏は地
域づくりのスタート点となって、新たな展開が今も広がっている。

▶町内外からも意見を集めるため、意見募集のサイトを倒伏翌日に立上げ

▶フェイスブック等のSNSで、検討会議の様子を定期的・積極的に情報発信

それにより、資金は地域内外の理解を得て、クラウドファンディングなどで確保

▶その資金ノウハウを活かし、古民家をお試し宿泊施設や料理屋にする事業も実現

▶倒伏した杉を「資源」と捉え、ビール・バイオリン・太鼓を作り、音と食で町の歴史を体験するイベントを開催、町の人口を超える1,000人も人が集まった



倒伏した大杉を町の新たなシンボルに



倒伏した大杉で作った楽器で演奏会

●選定理由● 心のよりどころであった大杉の倒伏という大きな危機が、町の人々の心をつなげるきっかけとなり、
シニアも若手も一丸となり、世代を超えて地区の未来を考える動きに転換した点が素晴らしい

世代を超えた議論を通じ、地区のピンチを、町の未来を考えるチャンスにした道のりが感動的で勇気づけられる。形ある資源も大事だが、人の思い・真摯な取り組み・地域内のコミュニケーションが作りあげた「無形の資源」の大きさに気づかされた。これまで地域を中心だった高齢者が若い世代や移住者の声に耳を傾け、主体的に地域に関わる人口が増えたことは大きな希望といえる。クラウドファンディングなど新たな手法が、次の課題解決に繋がってきている点も評価。

事例⑯都道府県、市町村、民間等の多様な主体の連携事例 (諏訪圏移住交流推進事業連絡会)

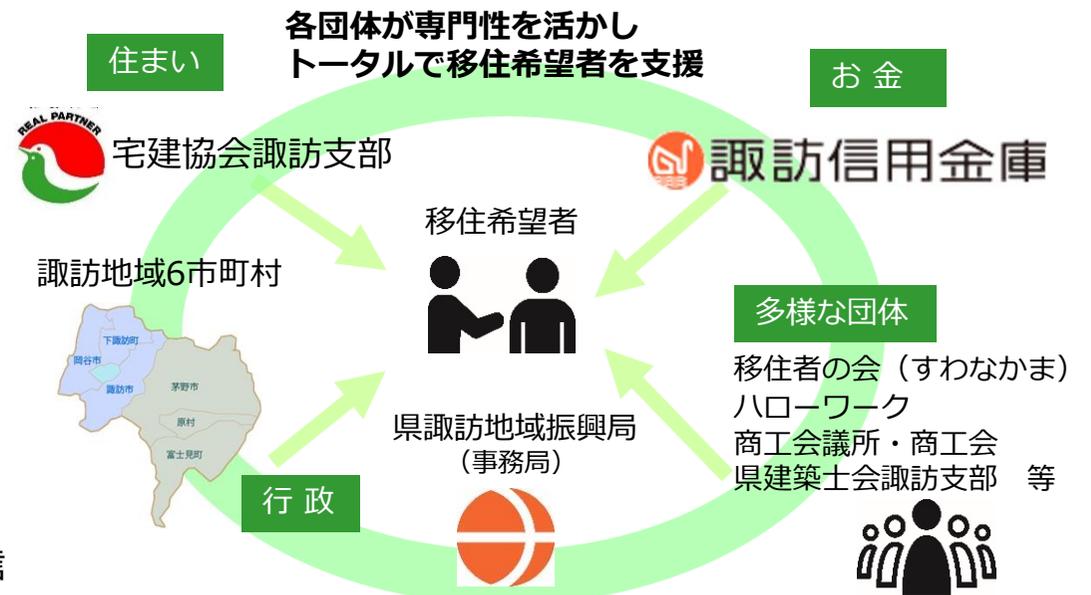
○長野県では、6市町村（岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村）に加え、長野県諏訪地域振興局や宅建協会、諏訪信用金庫、ハローワーク、移住者の会（すわなかま）などが参加して、平成26年に諏訪圏移住交流推進事業連絡会を組織。公・民や市町村の枠を超えた広域による移住を推進。（事務局：長野県諏訪地域振興局）

○仕事、教育、医療や買い物など多くの面で密接な生活圏である特徴を活かし、合同による移住相談会の開催や移住ガイドブック作成など実際の生活に根付いた形での移住促進策を実施するとともに、空き家問題など共通の課題に対するアプローチも実施

○諏訪圏移住交流推進事業連絡会の取組概要



○諏訪圏移住交流推進事業連絡会の組織



○信州・諏訪6市町村 合同移住・交流ポータルサイトによる情報発信

○連絡会主催の合同移住イベントの開催

⑥ 四万十町東京オフィスの運営

四万十町と首都圏のパイプ役を担うオフィスの開設

四万十町東京オフィスの意義

- ・これまでのしぐみに捉われない、横断的な情報発信を行う
- ・首都圏と四万十町を結ぶパイプ役
- ・将来的なアンテナショップ出店などの調査拠点
- ・首都圏ニースのマーケティング拠点
- ・四万十町応援女子部の活動拠点

(株)ばどは、事務局とし都内各機関とも連携しつつ、より四万十町に特化した情報発信を行う



【事務局としての役割】

- ①首都圏での関連施設の役割の明確化
- ②さまざまな地域での成功事例の調査、及びフィードバック
- ③首都圏での移住ニースの把握、及び関連施設との情報共有
- ④四万十町Uターン促進のために、関係者同士の連絡補助
- ⑤四万十町の都内でのイベント情報などのスピーディーな発信
- ⑤各種打ち合わせスペースとしての活用 等、

県外での四万十町ファンの発掘とつながりを継続する仕組みづくり

四万十町応援店の開拓及び四万十町オフ会の実施

①四万十町応援店の開拓

四万十町応援店にご協力いただける店舗を開拓。応援店にはイベント広報や情報発信についての協力を要請。



②四万十町食材の紹介とメニューの開発

事前に四万十町産の食材を応援店舗に提供し、キャンペーンメニュー開発を行う。



③オフ会イベントの開催

イベントでは、四万十町の観光や特産品の紹介のほか、特産品を使ったスペシャルメニューの試食を行い、話題性を持たせます。参加者は四万十町(高知県)出身者、四万十町にゆかりのある人、応援女子部等を想定。



④SNS、フリーペーパーでの情報発信

オフ会イベント後には、参加した応援女子部のメンバーにSNSで拡散してもらうほか、四万十町関連のFacebookページを参加者にフォローしてもらい、イベントが一過性で終わらないよう、四万十町と接点をもち続けられる工夫を盛り込む。



四万十町食材の販路拡大と四万十町の認知度UP

四万十町ファンコミュニティの運用と情報拡散

①四万十町応援女子部創設

地域の魅力を発信する女性組織「ニッポン応援女子部」の中から、四万十町の魅力を発信するインフルエンサー「四万十町応援女子部」を20名選出。情報サイトやSNSでの情報発信、誌面モデルとして活躍していただく。

②四万十町応援女子部活動イベント開催

選出した「四万十町応援女子部」メンバーの発表を、四万十町東京オフィスの記者発表に合わせ実施。また、「四万十町応援女子部活動」に題し、広報活動や成果の共有を行うとともに、四万十町出身者との交流会を四万十町応援店で開催。

③応援女子部による四万十町取材ツアー

「四万十町応援女子部」が、四万十町の特産品や観光資源を発信するための現地取材を年2回実施。実際に現地に行った人しかわからないリアルな目線で四万十町の魅力を掘り下げていく。※取材ツアー終了後に、行程ごとの良かった点、悪かった点を、報告書にまとめる。

④取材時のリアルな感想をWEB、SNSで拡散

現地取材ツアー実施時には、インスタを中心に一日平均5投稿程度/人程度の情報発信をしながらユーザーの興味関心を把握し、今後のPRにつなげる。また、インスタ、FBページなどを開設し、地元の人などにも投稿してもらえらる仕組みを構築し、移住情報サイトとの連携も図っていく。

⑤ラーラばどへの取材ツアーレポート掲載

首都圏OLに人気のフリーペーパー「ラーラばど」で、年2回の取材ツアーの様子をレポート形式で掲載。各回全4ページを使って四万十町を大々的に特集し、訴求していく。また、同レポート記事をWEB用に再編集し、ラーラばどWEBに掲載するほか、移住情報サイトのコンテンツとして提供してもらう。

交流人口、関係人口の増加をはかり、将来的な人口増加、地域経済の拡大につなげる

鳥取県日野町の事例

- 日野町では、まちにゆかりある町外在住者に対して、まちとの繋がりをより深めていただく「ふるさと住民票」制度を創設。
- 登録者に対して皆さんに「ふるさと住民カード」を発行し、広報紙や催し案内などの送付、パブリックコメントへの参加など、各種サービスを提供

【登録対象者】

- ・日野町出身者
- ・日野町に通勤、通学している（していた）人
- ・ひの郷会、東京金持会、鳥取県人会等に所属している人
- ・ふるさと納税制度で日野町に寄付いただいた人 など

【ふるさと住民票発行者に対するサービス】

- ・「ふるさと住民カード」の発行
- ・「広報ひの」、各種チラシなどの「ふるさと定期便」の発送
- ・町の計画や政策へのパブリックコメントへの参加
- ・町の公共施設の住民料金での利用
- ・町内の伝統行事、イベントなどの紹介・案内



ふるさと住民票の紹介チラシ



鳥取県日野町「ふるさと住民票」事業概要